

仕 様 書

1 業務名

核兵器禁止条約第3回締約国会議への出席等に係る通訳者手配等業務

2 目 的

米国・ニューヨーク市で開催される核兵器禁止条約第3回締約国会議へ平和首長会議代表団を派遣するに当たり、会議参加や面会を行う際などに必要となる通訳者の手配等を行う。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

4 履行場所

米国・ニューヨーク市

5 内 容

(1) 通訳手配

ア 実施日

令和7年3月3日（月）～3月6日（木）

イ 業務内容等

No.	月 日	従事時間	内 容
1	3 月 3 日（月）	9:00～17:00	・ 会議傍聴に係る同時通訳（1 回最大 15 分程度、会期中 4 回程度） ・ 面会時の逐次通訳（1 日最大 5 回程度） ・ 随行通訳等
2	3 月 4 日（火）	9:00～17:00	
3	3 月 5 日（水）	9:00～17:00	
4	3 月 6 日（木）	9:00～17:00	
〔通訳の条件等〕 （ア）通訳の言語：日本語及び英語 （イ）人 数：1 名 （ウ）通訳者のクラス：最上級 （エ）そ の 他：通訳者は、経験年数 5 年以上で、軍縮や平和関連分野の国際会議における実績がある者とする。			

(2) 簡易無線同時通訳システム手配

ア 使用場所

米国・ニューヨーク市

イ 数量

（ア）送信機 1台

（イ）受信機 5台（うち1台予備）

※乾電池が必要であれば従事時間分用意すること。

ウ 納入日

2月26日（水）

エ 返却日

3月14日（金）

オ 納入場所

公益財団法人広島平和文化センター国際部平和首長会議運営課

6 報告事項

- (1) 受注者は、委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書を発注者に提出すること。また、業務に従事させる通訳者の経歴が分かる書類も併せて提出すること。
- (2) 受注者は、委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書を、発注者に提出すること。委託業務実施報告書の提出期限は、業務が完了した日から起算して10日目とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

7 検査完了期日（期限）

発注者がそれぞれ行う検査の完了期日（期限）は、業務が完了した日から起算して20日目（ただし、実施報告書を受領した日から起算して10日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

8 支払い等

発注者による検査完了後、受注者は契約書に記載の支払内訳に応じ、適法な請求書を発注者それぞれに提出すること。発注者は、請求書に基づき、次に定める支払い方法により支払う。

- (1) 請求期限

検査完了後10日目

- (2) 支払期限（期日）

役務の提供が終了した日から起算して60日目に当たる日とする。

ただし、発注者の検査後、請求があった日から起算して30日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。

- (3) 支払方法等

口座振込により支払う。

支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が2日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に受注者に支払う。

なお、振込手数料が必要な場合は、請求金額から振込手数料を差し引いて受注者に支払う。

9 その他

- (1) ニューヨーク現地での通訳業務従事上必要な費用（交通費及び宿泊費等）に関しては、発注者が負担することとし、その他の経費は全て受注者が負担すること。
- (2) 受注者は、業務の履行に際しては、事前に発注者と業務の日時及び作業方法等について協議すること。
- (3) 受注者は、発注者の指示により、通訳者が会議場へ入場する際必要となるパスの申請書を発注者に提出すること。発注者は、これを会議主催者へ提出する。
- (4) その他、この契約に関し疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、協議の上定める。